

# あきる野市 障害福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

(案)

平成24年3月

あきる野市

# 目次

第1章 計画の概要	1
1 障害福祉の動向	1
(1) 障害者自立支援法以前	1
(2) 障害者自立支援法の成立	1
(3) 障害福祉計画の作成義務化	3
2 地域自立支援協議会	4
(1) 相談支援事業とは	4
(2) 相談支援と地域自立支援協議会	5
3 計画の性格と期間	6
(1) 計画の性格	6
(2) 計画の対象者の範囲	7
(3) 計画の期間	8
4 計画の策定体制	8
5 計画の基本理念	9
(1) 基本理念	9
(2) 理念を実現するために	9
第2章 障がい者（児）の現状	11
1 障がい者数の推移	11
2 身体障がい者の状況	12
3 知的障がい者の状況	13
4 精神障がい者の状況	14
5 サービスの利用状況	15
支援費制度等における施設サービス	15
6 雇用の状況	17
(1) ハローワーク青梅管内における雇用の状況	17
(2) 都立あきる野学園高等部卒業生の状況	18
第3章 事業計画	19
1 26年度における目標値	19
(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行	19
(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	20
(3) 福祉施設から一般就労への移行	21
2 指定障害福祉サービスの見込	23
(1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）	23
(2) 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）	25
(3) 住まいの確保（居住系サービス）	29
(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成支援）	31
3 地域生活支援事業	33

(1) 相談支援	33
(2) 日常的な活動への支援	35
(3) 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）	38
(4) その他の事業（任意事業）	38
4 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）	41
(1) 適正な障害程度区分認定及び支給決定の実施	41
(2) 専門的な人材及び障害福祉従事者の育成と確保	41
(3) 確実な情報提供	41
(4) 施設整備の方針	41
(5) サービスを利用しやすい環境づくり	41

## 第4章 計画の推進 42

1 計画の推進のために	42
(1) 障がい者のニーズ把握・反映	42
(2) 地域社会の理解促進	42
(3) 障がい者虐待防止へ向けた取組	42
2 推進体制の整備	42
(1) 庁内の推進体制の整備	42
(2) 地域ネットワークの強化	42
(3) 計画の点検・管理体制	43

# 第1章 計画の概要

## 1 障害福祉の動向

### (1) 障害者自立支援法以前

第2次世界大戦前の我が国では、障がいのある人への支援は明治憲法に規定する家長の責任とされ、国や地方自治体による公的施策は救貧施策に含まれ極めて限定的でした。

第2次世界大戦後は、まず戦災孤児対策として昭和22年に児童福祉法が制定され、次に傷い軍人の救済策として身体障害者福祉法が昭和24年に成立しました。この2法の目的は就労により自立を促す施策であり、救貧政策とは切り離されていました。昭和35年には、知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため知的障害者福祉法（旧精神薄弱者福祉法）が制定されました。精神障がいにおいては、昭和25年に精神衛生法が制定され、「私宅監置」は禁止されましたが、まだ「病人」として処遇されていました。これらの福祉法はその目的にもかかわらず、行政処分としての措置による施設収容・入院が施策の中心であり、社会から隔離されることになりました。

昭和55年の国際障害者年を契機として、我が国でも障がい者の社会への参加と平等を実現するため、昭和57年に「障害者対策に関する長期計画」が策定され、以後障害者施策が総合的に展開されてきました。

中でも平成5年には障害者基本法が改正され、障がい者の自立と社会参加を更に推進するために、国の障害者施策に関する計画（障害者基本計画）の策定が義務づけられ、これを受けて、事業実施のための障がい者に関する新長期計画及び重点施策実施計画が策定されました。また、平成7年には精神障がい者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、その発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることにより、精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的として「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）に題名を含めて改正されました。

21世紀の日本の社会福祉全体の枠組みを作るため、平成11年には社会福祉基礎構造改革が行われました。それを受けて平成15年4月に身体障がい者、知的障がい者及び障がい児に対する支援費制度が導入されたことにより、障害福祉サービスの在り方は、従来の利用するサービスを行政が決める措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する制度へと大きく転換しました。

### (2) 障害者自立支援法の成立

支援費制度が導入された結果、ガイドヘルプを中心にサービス利用者数が大きく増加する一方で、サービス提供体制に地域格差が生じていること、精神障がい者に対するサービスが支援費制度の対象となっていないこと、利用者の急増に伴い財政問題が深刻化していること、地域生活移行や就労支援への対応が不十分なことなどの問題が表面化し、障がいのある人が地域で普通に暮らすための基盤整備が大きな課題となってきました。

こうした課題を解消するため、平成17年11月に障害者自立支援法が制定され、平成18年4月から施行されています。

障害者自立支援法では、精神障がいを含め、障がいのある全ての人に共通の制度の下

で一元的にサービスを提供できるよう、障害者施策の一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の抜本的強化など、施設・事業の再編が行われています。また、サービスを利用した人がその利用量に応じて一定の負担を担う（応益負担）とともに、国と地方自治体が費用負担を行うことを明確にし、利用者の増加にも対応する福祉サービスのシステムの構築を目指しています。

## ■ 障害者自立支援法の目指すもの ■

### 障害者施策を3障害一元化

#### 法施行前

- ・ 3 障害（身体、知的、精神）ばらばらの制度体系（精神障がい者は支援費制度の対象外）
- ・ 実施主体は都道府県、市町村に二分化



- 3 障害の制度格差を解消し、精神障がい者も対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

### 利用者本位のサービス体系に再編

#### 法施行前

- ・ 利用種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・ 入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とがかい離



- 体系を再編。合わせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障がい者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め、既存の社会資源を活用

### 就労支援の抜本的強化

#### 法施行前

- ・ 特別支援学校卒業生の 55% は福祉施設に入所
- ・ 就労を理由とする施設退所者はわずか 1 %



- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

### 支給決定の透明化、明確化

#### 法施行前

- ・ 全国共通の利用ルール（支援の必要度を判定する客観的基準）がない
- ・ 支給決定のプロセスが不透明



- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

### 安定的な財源の確保

#### 法施行前

- ・ 新規利用者は急増する見込み
- ・ 不確実な国の費用負担の仕組み



- 国の費用負担の責任を強化（費用の 1/2 を負担）
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

しかし、平成18年10月の本格的施行後から、利用料の1割の自己負担が重すぎると批判が噴出しました。政権交代後の民主党政府は、平成21年9月に障害者自立支援法の廃止と新たに障がい者総合福祉法（仮称）を平成25年8月までに制定することを決定し、平成21

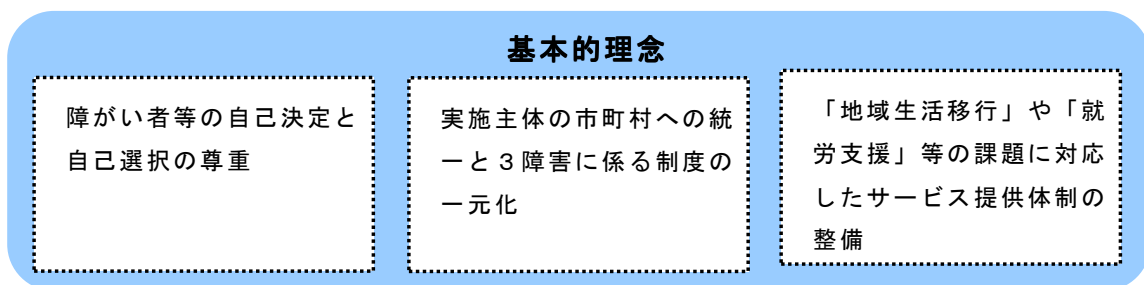
年12月8日、障がい者制度改革推進本部を設置し、法案の作成を始めています。一方、新法制定までには時間がかかることもあり、それまでのつなぎ法案として障害者自立支援法改正法が平成22年12月に成立しました。障害者自立支援法改正法には支援の対象に発達障害が追加されたほか、応益負担（サービスに応じた負担）から応能負担（支払能力に応じた負担）に変更する内容等が盛り込まれました。

### (3) 障害福祉計画の作成義務化

障害者自立支援法では、障がいのある全ての人の地域における自立した生活を支えるため、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村に障害福祉計画の作成が義務付けられています。

#### 【「障害福祉計画」に関する国の基本指針の内容】

障害者自立支援法の趣旨及び国の「基本指針」に示された基本理念、サービス基盤整備に関わる基本的な考え方の概略は、次のとおりです。



#### 提供体制の確保に関する基本的考え方

##### ■ 障害福祉サービス ■

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

##### ■ 相談支援 ■

- 1 中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備
- 2 相談支援事業を効果的に実施するためのネットワークの構築  
(障害福祉サービス事業者、雇用、教育、医療等関連分野の関係者からなる「地域自立支援協議会」の設置など)

#### 障害福祉計画で定める項目

- 1 市町村障害福祉計画の基本的理念等
- 2 平成26年度の数値目標の設定
- 3 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策
- 4 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
- 5 市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期
- 6 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価 (国の基本指針[平成23年2月22日資料]に基づく)

市では平成22年に「あきる野市地域保健福祉計画」を改定し、『障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域でいきいきと暮らせるまちづくりをめざして』という理念の下で、各種の障害者施策を推進してきました。

障害者自立支援法の施行を受け、市は「あきる野市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の種類と量の確保に関する計画を定め、各種事業の円滑な提供を図ります。

しかし、平成25年8月までに障がい者総合福祉法(仮称)の策定が決定されているため、第3期障害福祉計画は新法の成立時点での修正が予定されています。

## 2 地域自立支援協議会

### (1) 相談支援事業とは

障害者自立支援法は、障がい者の地域生活への移行を目指しており、そのためには、障がい者の多様なニーズに合わせて複数のサービスを適切に結びつけて調整することや社会資源の改善、開発等を行うことが不可欠です。そのため障害者自立支援法改正法では以下のように定義付けています。

#### ア サービスの利用計画作成のための相談支援

- (ア) 特定相談支援事業とは、計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）及び基本の相談支援（地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことをいう。以下同じ。）のいずれも行う事業をいう。（第5条第17項関係）
- (イ) 「サービス利用支援」とは、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用する障害福祉サービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行うことをいう。（第5条第21項関係）
- (ウ) 「継続サービス利用支援」とは、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行うことをいう。（第5条第22項関係）

#### イ 地域移行及び地域定着のための相談支援

- (ア) 一般相談支援事業とは、地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）及び基本の相談支援のいずれも行う事業をいう。（第5条第17項関係）
- (イ) 「地域移行支援」とは、障害者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与することをいう。（第5条第19項関係）
- (ウ) 「地域定着支援」とは、居宅において単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与することをいう。（第5条第20項関係）

## (2) 相談支援と地域自立支援協議会

相談支援事業を推進し、障がい者の多様なニーズに応えるためには、関係者によるネットワークが不可欠です。その中核的役割をなす地域自立支援協議会を設置し強化する必要があります。このように重要な役割を持つにもかかわらず、地域自立支援協議会の法的位置付けがないという指摘を受け、平成22年12月の障害者自立支援法改正法により以下のように法的に位置づけられました。

- (1) 地方公共団体は、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会を置くことができることになり、自立支援協議会は、これらの関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことになりました。(第89条の2関係)
- (2) 都道府県及び市町村は、自立支援協議会を設置したときは、当該自治体の障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないことになりました。(第88条第6項及び第89条第5項関係)

### 【参考】

#### ① 地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。(財源は交付税により措置)

#### ② 都道府県自立支援協議会

都道府県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として設置するもの。(財源は交付税により措置)

平成23年3月30日付け障発第0801002号「地域生活支援事業の実施について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)

市では平成20年に設置し、資料にあるように様々な活動を活発に行っています。



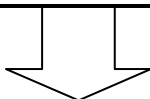
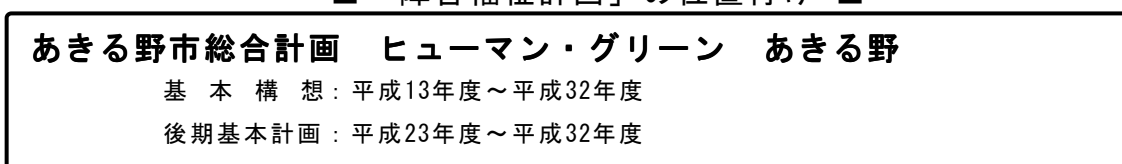
### 3 計画の性格と期間

#### (1) 計画の性格

この計画は、障害者自立支援法第88条において策定が義務付けられている市町村障害福祉計画であり、国の基本指針に即し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が、計画的に図られることを目的としています。

また、市の障害福祉サービスに関わる計画として、地域性を踏まえるとともに、総合計画、地域保健福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画などの市の障害者福祉に関わる他の計画との調和を保ちながら策定しています。

#### ■ 「障害福祉計画」の位置付け ■



#### あきる野市地域保健福祉計画

- 計画期間：平成22年度から平成26年度まで（5年間）
- 基本理念：「笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして」

#### 地域福祉に関する施策についての計画

※社会福祉法に定める「市町村地域福祉計画」

#### 児童に対する施策についての計画

「あきる野市次世代育成支援行動計画」

#### 高齢者に対する施策についての計画

「あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

#### 保健に関する施策についての計画

「めざせ健康あきる野21計画」

#### 障がい者に対する施策についての計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画

#### 障害福祉計画

- 障害者自立支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする

## (2) 計画の対象者の範囲

この計画において「障がい者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者をいいます。

この計画において「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいいます。

この計画において「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する保護者をいいます。

### 【参考】

<障害者基本法(昭和45年法律第84号、平成23年8月5日改正)>

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

<児童福祉法(昭和22年法律第164号、平成22年12月12日改正)>

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

(1) 乳児 満1歳に満たない者

(2) 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

(3) 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。

第6条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

### (3) 計画の期間

この計画は、平成26年度までの期間を視野に入れつつ、平成18年度から平成20年度までの3年を第1期とし、平成20年度に第1期障害福祉計画の見直しを行い、平成21年度から平成23年度までの3年を第2期とします。第3期は平成24年度から平成26年度までとしますが、新法の成立により計画内容が修正されることがあります。

#### ■ 計画の期間 ■

平成 18年度～	平成 ～20年度	平成 21年度～	平成 ～23年度	平成 24年度～	平成 ～26年度
第1期障害福祉計画		第2期障害福祉計画		第3期障害福祉計画	
	見直し		見直し		見直し

## 4 計画の策定体制

第1期障害福祉計画については、サービスを利用する当事者である障がいのある人に対するアンケート調査を実施するとともに、医療関係の代表者、福祉施設の代表者、福祉関係団体の代表者、関係行政機関の職員、市職員などで構成される「あきる野市障害福祉計画策定委員会」による審議を経て策定しました。

また、第2期障害福祉計画については、平成20年度に設置された「あきる野市地域自立支援協議会」における訪問系サービス部会、日中活動・入所系サービス部会、居住系サービス部会、障がい児者の親の会・家族会部会、当事者団体部会などの専門部会を中心に見直しを行い、策定しました。

第3期障害福祉計画については、「あきる野市地域自立支援協議会」において、前半は医療、老い、働く、住む、余暇、育ちの各テーマ別の検討会を構成員の自由参加の下に開催し、後半には訪問系サービス部会、日中活動・入所系サービス部会、居住系サービス部会、障がい児者の親の会・家族会部会、当事者団体部会、就労支援部会などの専門部会を中心に見直しを行い、策定しました。

## 5 計画の基本理念

### (1) 基本理念

障害者基本法の目的である「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」を踏まえ、「あきる野市地域保健福祉計画」における『障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域でいきいきと暮らせるまちづくりをめざして』という方向性を継承し、障害福祉サービスを推進します。

#### 【基本理念】

～障がいのあるなしにかかわらず、

誰もが地域でいきいきと暮らせるまちづくりをめざして～

### (2) 理念を実現するために

#### 1 理解と交流の促進

障がいのある人が、地域で暮らしていくためには、周辺住民の理解と支援が欠かせません。特に幼児期からの交流が大切であり、学校教育が重要な役割を果たします。しかし、市では残念ながらまだグループホームやケアホームの建設に際して、反対運動が起こることもあります。市は先駆的に特別支援学校と普通校の交流が副籍のもと積極的に行われています。その交流の効果に期待し、今後も講演会や映画会などにより障がいや障がい者に対する理解及び啓発を行っていきます。また、各事業所や団体にボランティアの積極的な受入れを要請するとともに、その活動を支援していきます。

#### 2 医療機関との連携

障がいのある人たちの高齢化により生活習慣病対策が重要な課題になってきました。施設入居者や在宅生活者を問わず、通院する人が増え続けています。しかし、例えば検査入院しようとしても簡単には受け入れてもらえないのが現状です。医療機関と協議を深め、適切な医療が受けられるように連携していきます。

#### 3 高齢化への対策

日本全体の急速な高齢化とともに、障がいのある人本人やその家族も高齢化してきています。介護者が高齢化すると障がい者本人のサービス利用が減っていきます。介護者が受給者証の更新など複雑な書類を読み込んで理解できなくなることが原因です。市からの情報を当事者団体を通じて提供するなど重層的に行います。また、地域包括支援センターと連携して老障介護の状態にある家族を支援していきます。

## 4 就労・日中活動の充実

障害者自立支援法では就労支援事業から企業就労を増やすことにより、定員が空いたところへ特別支援学校の卒業生や生活介護からステップアップした人、あるいはやむを得ず離職した人などを受け入れる流れを作ること为目标としています。市内においてそのような循環を作れるようにハローワーク、企業、就労支援事業所の連携を深め、実現に向けて努力します。また、重い障がいを持つ人に対して日中活動の場の充実を図ります。

## 5 居住形態の多様化

第2期障害福祉計画の期間を通じて、自立意識の高まりと家庭の事情によるグループホーム・ケアホームの利用が増えています。東京都全域においても量的不足が顕著です。グループホーム・ケアホームの量的拡大を支援するとともに、体験型や福祉ホーム、アパート生活など多様な居住形態を追求します。

## 6 乳幼児期からの一貫した支援

第2期障害福祉計画策定時の要望・意見にもあったように、障害告知を受けた母親への支援が必要とされています。第2期障害福祉計画の最終年度からピアカウンセリング（※1）の一環としてスタートすることができました。今後も保育園・幼稚園、学校と連携をして一貫した支援体制を構築し、支援を提供していきます。

## 7 余暇活動の充実

平成15年の支援費制度の開始以来、ガイドヘルプは特別支援学校・特別支援学級などの生徒を中心に、爆発的に利用が増えて、ヘルパーが足りない状況を作り出してきました。しかし、レスパイト（※2）的な使い方も多く、ヘルパー不足に対応するためにもレスパイトに特化した独自のサービスが求められています。平成24年度から施行される放課後等デイサービスなどを実施できるように取り組んでいきます。また、余暇を充実するため生涯学習活動に取り組みます。

## 8 安心安全なまちづくり

平成23年3月11日の東日本大震災と、それに続く福島第一原子力発電所の事故は、障害者施設をも直撃し、多くの犠牲者と避難者を出しました。地域防災への取組を進め、多様なニーズを持つ障がい者の利用できる避難所の確保を図ります。また、気軽に集まれる居場所を作り、リラックスした会話の中から消費者被害や性的トラブルを察知し、当事者を守る取組を推進します。平成24年10月から施行される障害者虐待防止法の趣旨にのっとり、関係機関と連携して虐待の予防、早期発見に努めます。

※1 ピアカウンセリング・・・悩みや障がいをもつ仲間の相談に乗り、悩みや障がいとその人自身で克服できるよう支援すること。

※2 レスパイト・・・介護を要する高齢者や障害者を、一時的に預かって家族の負担を軽くする援助のこと。

# 第2章 障がい者（児）の現状

## 1 障がい者数の推移

障がい者数の推移をみると、各障害とも年々増加傾向にあります。ただし、総人口に占める割合は、身体障害者が2.4～2.8%、知的障害者が0.4～0.6%、精神障害者が0.1～0.4%と微増又はほぼ横ばいとなっています。

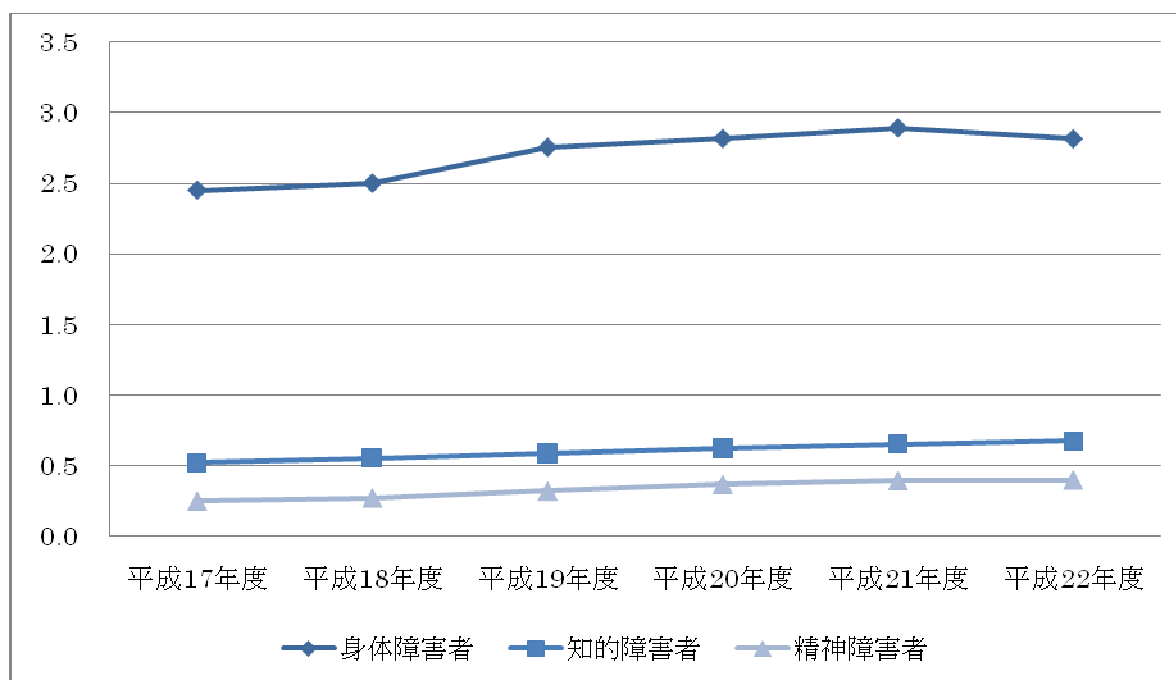
■ 市の障がい者数 ■

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
総人口	80,815人	80,846人	81,475人	81,620人	81,739人	81,808人
身体障害者	1,979人	2,020人	2,245人	2,300人	2,366人	2,304人
知的障害者	417人	445人	477人	504人	532人	548人
精神障害者	197人	216人	258人	297人	320人	324人
合計	2,593人	2,681人	2,980人	3,101人	3,218人	3,176人

※障がい者数は、手帳所持者数

資料：東京都「住民基本台帳による世帯と人口」（各年3月31日現在）  
及び障がい者数（各年3月31日現在）

■ 総人口に占める障がい者の割合の推移 ■

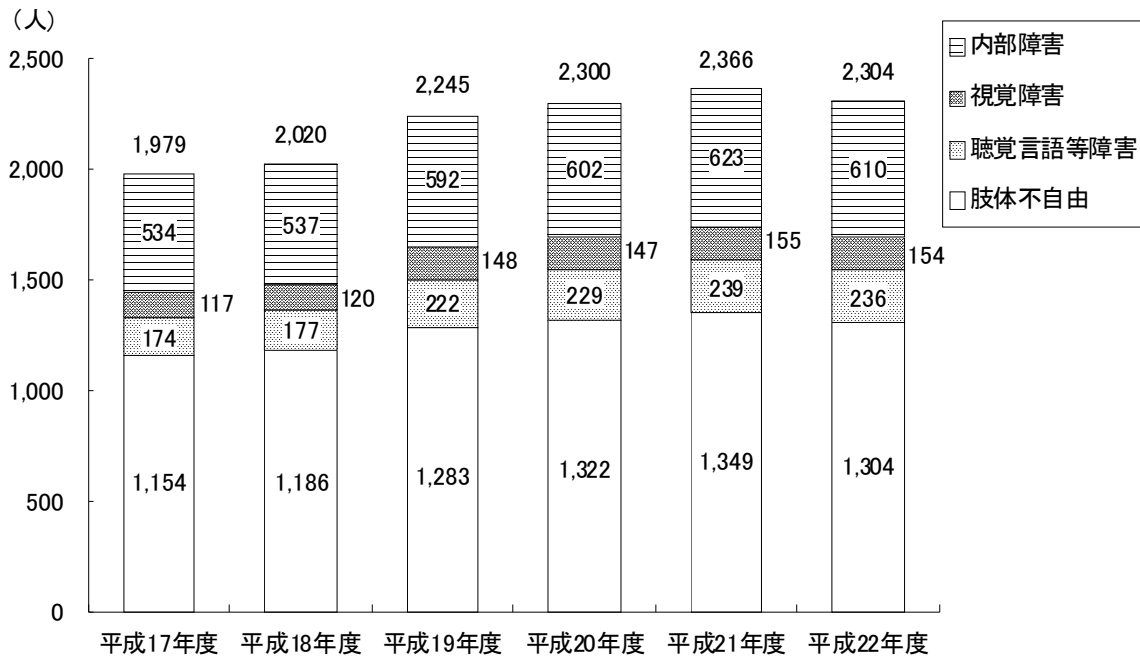


## 2 身体障がい者の状況

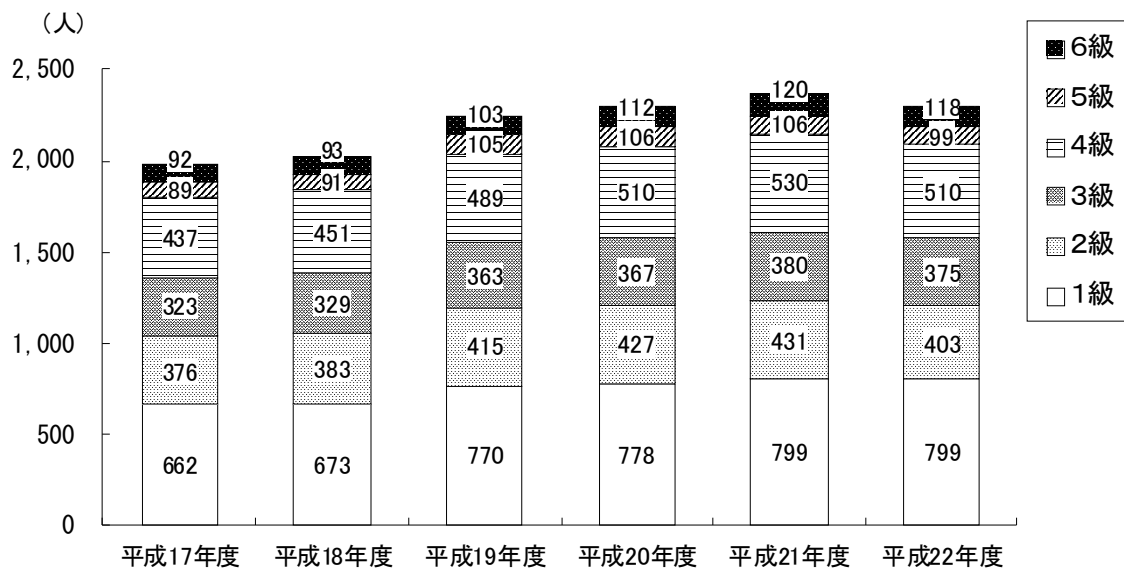
平成23年3月31日現在における身体障害の種類別の状況は、肢体不自由が1,304人（全体の56.6%）と最も多く、次いで内部障害610人（同26.5%）、聴覚言語等障害236人（同10.2%）、視覚障害154人（同6.7%）の順となっています。

平成17年度の状況と比較して目立つのは、障害種類別では内部障害が比較的増加していることと、障害程度別では1級の占める割合が増加していることです。

■ 身体障害者手帳所持者数（障害種類別） ■



■ 身体障害者手帳所持者数（障害程度別） ■



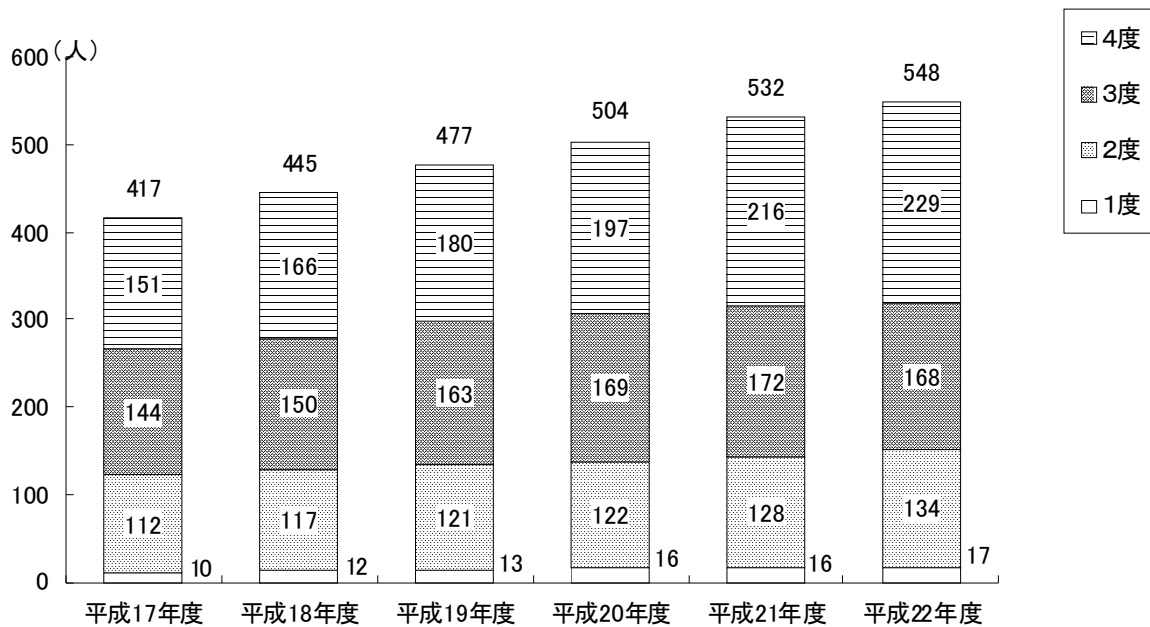
※手帳所持者数（各年3月31日現在）

### 3 知的障がい者の状況

平成23年3月31日現在における知的障害の程度別の状況は、4度（軽度）が229人（全体の41.8%）、3度（中度）が168人（同30.7%）、2度（重度）が134人（同24.5%）、1度（最重度）が17人（同3.1%）となっています。

平成17年度の状況と比較すると、4度の増加の割合が顕著となっています。

■ 愛の手帳（療育手帳）所持者数（障害程度別） ■



※手帳所持者数（各年3月31日現在）



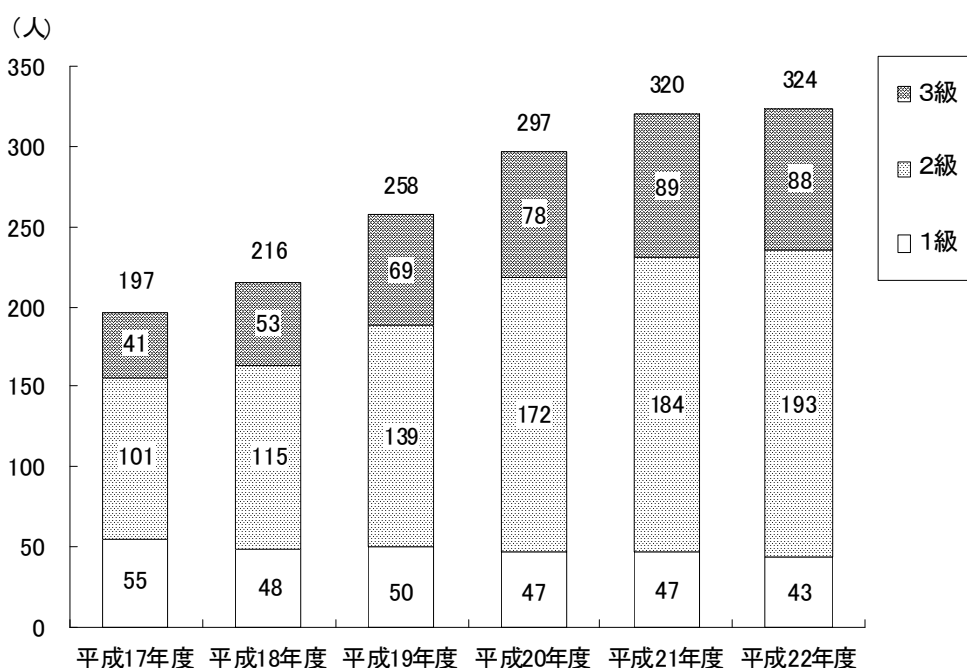
## 4 精神障がい者の状況

平成23年3月31日現在における精神障害の程度別の状況は、1級が43人(全体の13.3%)、2級が193人(同59.6%)、3級が88人(同27.2%)となっています。

また、年々増加傾向がみられ、特に、程度別では2級の増加の割合が顕著となっています。

なお、精神障害に関する自立支援医療費制度(精神通院医療)(※)の対象者数も、年々増加しており、平成22年度では919人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数(障害程度別) ■



■ 自立支援医療費制度(精神通院医療)対象者 ■

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
合計	721人	751人	750人	774人	825人	919人

通院医療費公費負担制度が平成18年度から自立支医療費制度(精神通院医療)に移行しています。

※対象者数(各年3月31日現在)

※自立支援医療費制度(精神通院医療)・・・精神障害の適正な医療を普及するため、精神障がい者が病院、薬局等において通院による精神障害の医療を受ける場合に、その医療に必要な費用の90%を医療保険と公費で負担する制度

## 5 サービスの利用状況

### 支援費制度等における施設サービス

#### ア 日中活動系（旧入所系＋旧通所系）

平成22年度実績では、身体障害者16人、知的障害者24人が各種施設を利用しています。

平成19年度以降のサービス利用者の減少については、利用施設が障害者自立支援法に基づく施設に移行しているためです。

#### ◆身体障害者◆

単位：人

	平成17年 実績	平成18年 実績	平成19年 実績	平成20年 実績	平成21年 実績	平成22年 実績
身体障害者更生施設	2	2	1	1	0	0
身体障害者療護施設	4	4	1	3	2	0
身体障害者授産施設	14	15	15	5	5	4
身体障害者通所授産施設	15	15	17	12	11	12
身体障害者福祉工場	0	0	0	0	0	0
身体障害者小規模通所授産施設	0	0	0	0	0	0
身体障害者小計	35	36	37	21	18	16

#### ◆知的障害者◆

単位：人

	平成17年 実績	平成18年 実績	平成19年 実績	平成20年 実績	平成21年 実績	平成22年 実績
知的障害者更生施設（入所）	47	56	34	28	26	10
知的障害者更生施設（通所）	0	0	0	0	0	0
知的障害者授産施設（入所）	0	0	0	0	0	0
知的障害者授産施設（通所）	28	21	23	6	7	8
知的障害者福祉工場	0	0	0	0	0	0
知的障害者小規模通所授産施設	0	0	0	0	0	0
知的障害者小計	75	77	57	34	33	24

#### ◆精神障害者◆

単位：人

	平成17年 実績	平成18年 実績	平成19年 実績	平成20年 実績	平成21年 実績	平成22年 実績
精神障害者生活訓練施設	0	0	0	0	0	0
精神障害者入所授産施設	0	0	0	0	0	0
精神障害者通所授産施設	0	0	0	0	0	0
精神障害者福祉工場	0	0	0	0	0	0
精神障害者小規模通所授産施設	19	24	26	0	0	0
精神障害者小計	19	24	26	0	0	0

※登録者数（各年10月現在）

## イ 居住系

平成22年度実績では、身体障害者4人、知的障害者16人が各種施設を利用しています。  
平成19年度以降のサービス利用者の減少については、利用施設が障害者自立支援法に基づく施設に移行しているためです。

### ◆身体障害者◆

単位：人

	平成17年 実績	平成18年 実績	平成19年 実績	平成20年 実績	平成21年 実績	平成22年 実績
身体障害者更生施設	2	1	1	1	0	0
身体障害者療護施設	4	3	3	3	2	0
身体障害者授産施設	14	33	34	17	5	4
身体障害者小計	20	37	38	21	7	4

### ◆知的障害者◆

単位：人

	平成17年 実績	平成18年 実績	平成19年 実績	平成20年 実績	平成21年 実績	平成22年 実績
知的障害者更生施設（入所）	47	56	34	28	26	16
知的障害者授産施設（入所）	0	0	0	0	0	0
知的障害者小計	47	56	34	28	26	16

### ◆精神障害者◆

単位：人

	平成17年 実績	平成18年 実績	平成19年 実績	平成20年 実績	平成21年 実績	平成22年 実績
精神障害者生活訓練施設	0	0	0	0	0	0
精神障害者入所授産施設	0	0	0	0	0	0
精神障害者小計	0	0	0	0	0	0

### ◆GH等◆

単位：人

	平成16年実績	平成17年実績
知的障害者通勤寮	1	0
知的障害者グループホーム	16	20
精神障害者グループホーム	5	5
GH等居住系サービス合計	22	25

## 6 雇用の状況

### (1) ハローワーク青梅管内における雇用の状況

雇用の状況について、ハローワーク青梅（所管：青梅市・福生市・あきる野市・羽村市・西多摩郡）の数値をみると、所管内の障がい者雇用状況は、全国、都に比べ、雇用率が高い状況にあります。

ただし、障がい者雇用数は年々増加しているものの、法定雇用率（1.8）を下回る1.60となっています。

#### ■ 障がい者実雇用率（ハローワーク青梅） ■

単位：人

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
全国	1.52	1.55	1.59	1.63	1.63
東京都	1.44	1.46	1.51	1.56	1.63
青梅所管	1.50	1.46	1.57	1.69	1.60

#### ■ 雇用状況の推移（ハローワーク青梅） ■

単位：人

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
身体(重度)	96	102	113	123	116
(軽度)	123	132	132	133	125
知的(重度)	7	7	8	11	11
(軽度)	45	36	37	42	45
身重短時	2	2	2	6	10
知重短時	1	1	2	1	4
精神	3	12	13	18	18
精神短時	3	4	11	10	7
計	381.5	403	433.5	473	459.5

資料：ハローワーク青梅（各年6月1日現在）

## (2) 都立あきる野学園高等部卒業生の状況

都立あきる野学園高等部からは、職場体験などを経て、毎年各方面への進路が決まっています。

次の表は、都立あきる野学園高等部卒業生全体における平成18年度から平成22年度までの状況です。全員があきる野市民ではありませんが、平成22年度には「一般企業」へ17人が就職し、「作業所等」へ23人が進んでいます。

今後の卒業予定者は、平成23年度卒業予定者数は34人、平成24年度卒業予定者数は35人、平成25年度卒業予定者数は41人です。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
一般企業	10人	10人	13人	13人	17人
作業所等	17人	22人	13人	20人	23人
進学	2人	0人	1人	1人	1人
在宅	0人	1人	0人	1人	0人
その他	0人	0人	1人 (委託訓練)	0人	0人
卒業生総数	29人	33人	28人	35人	41人

資料：都立あきる野学園

# 第3章 事業計画

## 1 平成26年度における目標値

地域生活移行や就労支援といった新たな課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了した平成24年度からこの課題に積極的に取り組むべく、次のような数値目標を設定します。

### (1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）及び一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成26年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

#### ■ 【参考】国の基本方針 ■

- ・現時点の入所施設の入所者数の1割以上が地域生活へ移行する。
- ・平成26年度末時点の施設入所者数を現時点の施設入所者数から10%以上削減する。

#### 【目標値】

項目	人数	備考
施設入所者数（A）	67人	平成17年10月実績
目標年度入所者数（B）	58人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 地域生活移行者数	21人 31%	施設入所からグループホームやケアホームなどへ移行した者の数
【目標値】 削減見込み（A－B）	9人	差引減少見込み数

※「平成17年10月の入所者数（A）」は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している者の合計数

#### 【目標の達成に向けて】

- 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）などの生活基盤整備については、周辺市町村と連携し、必要な量の確保に努めます。
- 地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、居宅介護（ホームヘルプサービス）や短期入所（ショートステイ）、日中活動の場、身近な相談先などが必要となります。このため、地域での生活を支える各種サービスを併せて充実していきます。
- 地域での共同生活援助（グループホーム）等の設置・運営を始め、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

## (2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

平成26年度末までに、受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者（退院可能精神障害者）が退院することを目指します。そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込みつつ、平成26年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標を以下の観点から設定します。

- ① 1年未満の入院者の退院率
- ② 5年以上かつ65歳以上の入院者の退院者数

### 【目標の達成に向けて】

- 精神保健福祉の分野では地域の受け皿がまだまだ不足しており、特に日中活動の場となる通所施設について、関連機関や団体、周辺市町村と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用方法などを検討し、受け皿づくりを支援していきます。
- 日中活動の場以外にも、身近な相談先や専門的な相談支援、地域活動のメニューなどについても充実する必要があります。「あきる野市地域自立支援協議会」での検討を中心に、各種関連機関や団体、ボランティアと連携し、地域における様々なサポート体制づくりに取り組みます。
- 地域における精神保健福祉の推進には、住民一人ひとりの正しい理解が不可欠です。精神障害に対する住民の理解を深めるため、様々な機会を捉えて啓発に取り組みます。
- 高齢者福祉の担当機関と連携し、5年以上かつ65歳以上の入院者の退院の受け皿作りを促進します。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度までに一般就労に移行する人数の目標を設定します。

#### ■ 【参考】国の基本方針 ■

- ・現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。
- ・平成26年度の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを旨とする。

#### 【目標値】

項目	人数	備考
平成17年度の一般就労移行者数	2人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	8人 4倍	平成26年度において施設を退所し、一般就労する者の人数
平成26年度末の福祉施設利用者数	550人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業利用者数	110人 20%	平成26年末において就労移行支援事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者(A)	82人	平成26年末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者	191人	平成26年末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者(B)	273人	平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合(A)/(B)	30%	平成26年末において就労移行支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)を利用するものの割合

#### 【目標の達成に向けて】

- 十分な数の就労支援事業者が確保できるよう、周辺市町村と連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。
- 公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容の開拓を行い、就労先の拡大に率先して取り組みます。
- 「あきる野市地域自立支援協議会」での検討を中心に、就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援、更に



は再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、市内の就労支援策の充実に努めます。

- 一般就労への移行を進めるためには、本人や受入れ側の努力だけでなく、それに関わる全ての人の見守りや支えが大切であり、地域住民の協力が得られるよう、啓発と理解促進に努めます。

## 2 指定障害福祉サービスの見込み

### (1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）

#### 居宅介護【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時に、同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出時に必要な援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### 【サービス実績（月間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	85人（実績）	89人（実績）	96人（実績）
同行援護（H23年10月）	2,782時間（実績）	2,691時間（実績）	2,825時間（実績）
重度訪問介護	87人（見込み）	93人（見込み）	96人（見込み）
行動援護	2,847時間（見込み）	3,091時間（見込み）	3,135時間（見込み）
重度障害者等包括支援			

（平成23年度の実績は見込み）

\* 数値は居宅介護全体。数値は1月あたり

#### 【サービス見込量（月間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護			
同行援護			
重度訪問介護	97人	102人	107人
行動援護	3,291時間	3,455時間	3,628時間
重度障害者等包括支援			

利用者数は実利用見込者数

\* 数値は居宅介護全体。数値は1月あたり

### 【見込量の説明】

- ・ 第2期障害福祉計画では新規事業者の参入により利用者数は増加していますが、1人当たりの利用時間数は減少しています。これは、介護報酬が上がったもののニーズに対して対応できる人材が不足していることによるものと思われます。したがって、第3期計画では、利用者数を微増とし、1人当たりの利用時間数を現状維持としました。

### 【見込量確保に向けての方策】

- ・ ニーズに対応するため、サービスが適切に提供されるよう、事業者に対し、ヘルパーの確保・養成を促します。
- ・ サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。
- ・ 障害者自立支援法の指定を受けていない介護保険の指定訪問介護事業者に対して、障害者自立支援法の事業者指定を受けてもらうことにより、サービス事業所の充実に努力します。

## (2) 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）

### ア 「施設による日中介護サービス」【介護給付】

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービス、障がいのある子どもが通える施設、介助者が病気の場合など、誰もが安心して生活できるよう、日中の介護サービスの充実を目指します。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 【サービス実績（月間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	42人分(実績) 38人分(見込み)	57人分(実績) 54人分(見込み)	74人分(実績) 72人分(見込み)
療養介護	0人分(実績) 1人分(見込み)	0人分(実績) 1人分(見込み)	0人分(実績) 1人分(見込み)
児童デイサービス	0人(実績) 0人日分(実績) 1人(見込み) 5人日分(見込み)	1人(実績) 1.58人日分(実績) 1人(見込み) 5人日分(見込み)	1人(実績) 2人日分(実績) 1人(見込み) 5人日分(見込み)
短期入所 (ショートステイ)	27人(実績) 223人日分(実績) 30人(見込み) 360人日分(見込み)	31人(実績) 278人日分(実績) 32人(見込み) 359人日分(見込み)	34人(実績) 303人日分(実績) 34人(見込み) 391人日分(見込み)

(平成23年度実績は見込み)

\* 数値は1月当たり

#### 【サービス見込量（月間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	96人分 1,920人日分	124人分 2,480人日分	161人分 3,220人日分
療養介護	1人分	1人分	1人分
児童デイサービス	5人分 25人日分	10人分 50人日分	15人分 75人日分
放課後等デイサービス	10人	20人	30人
短期入所 (ショートステイ)	37人 400人日分	40人 640人日分	43人分 688人日分

利用者数は実利用見込者数を、生活介護、児童デイサービス及び短期入所（ショートステイ）については見込人日分を追加  
\* 数値は1月当たり

### 【見込量の説明】

- 生活介護について、平成23年度までにほとんどの入所更生施設が生活介護に移行しました。施設入所者のうち、生活介護の利用者になる者と、今後の利用見込者を含めました。このため、第2期障害福祉計画より人数が増加しました。
- 療養介護は第1期、第2期障害福祉計画期間中実績がありませんでした。今後、事業者の開業が見込まれず、また、利用者も見込まれないため、第2期計画と人数は同じにしました。
- 児童デイサービスについては、障害者自立支援法が改正され、障害児施策が充実しましたので第2期障害福祉計画より利用者が増えています。
- 新たに放課後等デイサービスが平成24年4月から開始されます。放課後や長期休暇中の居場所作りとしての役割が期待されます。
- 短期入所（ショートステイ）について、身近なところに事業者が増えたため、利用日数は増加しました。しかしながら、新規の事業者の開業が見込めない状況があります。このため、第2期障害福祉計画より利用者数は微増し、利用日数は増加しました。

### 【見込量確保に向けての方策】

- サービスを適切に把握するとともに、そのニーズに対応できるよう、事業者の把握に努めます。
- サービスの提供に向けて、事業者の実施意向や事業の移行時期等の情報収集に努めます。
- 事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

### イ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）【訓練等給付】

障がいのある人が生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練の提供の場の確保に努めます。

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練 （機能訓練）	対象：身体障がい者 身体機能のリハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業者等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	対象：知的障がい者・精神障がい者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業者等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

### 【サービス実績（月間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立訓練 （機能訓練）	0人分（実績） 1人分（見込み）	0人分（実績） 1人分（見込み）	0人分（実績） 1人分（見込み）
自立訓練 （生活訓練）	5人分（実績） 5人分（見込み）	5人分（実績） 5人分（見込み）	5人分（実績） 5人分（見込み）

（平成23年度実績は見込み）

\* 数値は1月当たり

### 【サービス見込量（月間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練 （機能訓練）	1人分 30人日分	1人分 30人日分	1人分 30人日分
自立訓練 （生活訓練）	5人分 150人日分	5人分 150人日分	5人分 150人日分

利用者数は実利用見込者数

\* 数値は1月当たり

### 【見込量の説明】

- ・ 自立訓練（機能訓練）については、第1期、第2期障害福祉計画期間中実績がありませんでした。今後、事業者の開業が見込まれず、また、利用者も見込まれないため、第2期障害福祉計画と同じ人数にしました。
- ・ 自立訓練（生活訓練）については、第2期計画と変更がありません。

### 【見込量確保に向けての方策】

- ・ 専門的なサービスを提供をできる事業者は限られているため、サービスの提供に向けて、事業者の実施意向や事業の移行時期等の情報収集に努めます。
- ・ 事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

### ウ 就労支援（就労移行支援・就労継続支援）【訓練等給付】

働く意欲のある人が、一人でも多く就労できるよう、一人一人の特性に合った働く場の確保と就労支援を推進します。

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

### 【サービス実績（月間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	28人分（実績） 32人分（見込み）	17人分（実績） 33人分（見込み）	5人分（実績） 34人分（見込み）
就労継続支援 （A型）	1人分（実績） 1人分（見込み）	3人分（実績） 2人分（見込み）	3人分（実績） 3人分（見込み）
就労継続支援 （B型）	33人分（実績） 36人分（見込み）	54人分（実績） 38人分（見込み）	98人分（実績） 109人分（見込み）

（平成23年度実績は見込み）

\* 数値は1月当たり

## 【サービス見込量（月間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援	50人分 220人日分	75人分 330人日分	110人分 484人日分
就労継続支援 （A型）	40人分 880人日分	60人分 1,320人日分	82人分 1,804人日分
就労継続支援 （B型）	129人分 2,838人日分	160人分 3,520人日分	191人分 4,202人日分

利用者数は実利用見込者数

\* 数値は1月当たり

## 【見込量の説明】

- ・ 就労移行支援について、近隣の通所授産施設が平成20年度中に就労移行支援に移行し、通所者の殆どが就労移行支援の利用者となりました。また、平成23年にはもう1か所開設しました。今後の利用見込者も含めたため、第2期障害福祉計画より人数が増加しました。
- ・ 就労継続支援（A型）については、国の指針もあり大幅に増加しました。
- ・ 就労継続支援（B型）について、平成23年度までに市内の精神障害者共同作業所、作業所、訓練所、あるいは市外の通所授産施設、福祉作業所、就労センターなどが就労継続支援（B型）に移行する予定でした。しかし、作業所、訓練所として存続した事業所もあり、やがては第3期障害福祉計画中に移行するものと考えられます。

## 【見込量確保に向けての方策】

- ・ 障がいのある人の就労先を確保するため、相談支援事業者、ハローワーク、公的機関、特例子会社などと連携を図り、就労に関する支援を進めていきます。
- ・ 「あきる野市地域自立支援協議会」の就労支援部会を中心にして、就労支援に関する事業が有効に実施されるよう努めます。
- ・ サービスの提供に向けて、事業者間の連携を強化します。

### (3) 住まいの確保（居住系サービス）

#### ア 居住支援（ケアホーム【介護給付】・グループホーム【訓練等給付】）

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、居住支援サービスの充実に努めます。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活介護 （ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

#### 【サービス実績（月間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活介護 （ケアホーム）	26人分（実績） 27人分（見込み）	31人分（実績） 32人分（見込み）	32人分（実績） 34人分（見込み）
共同生活援助 （グループホーム）	14人分（実績） 14人分（見込み）	15人分（実績） 15人分（見込み）	14人分（実績） 15人分（見込み）

（平成23年度実績は見込み）

数値は1月当たり

#### 【サービス見込量（月間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活介護 （ケアホーム）	36人分	42人分	48人分
共同生活援助 （グループホーム）	15人分	16人分	17人分

利用者数は実利用見込者数

\* 数値は1月当たり

#### 【見込量の説明】

- 共同生活介護（ケアホーム）について、今後、市内に共同生活介護（ケアホーム）の増設や開設が見込まれ、また、市内在住の方の利用も見込まれるため、第2期障害福祉計画より人数が増加しました。
- 共同生活援助（グループホーム）については、第2期障害福祉計画より微増しました。

#### 【見込量確保に向けての方策】

- 地域生活への移行を促すため、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の拡充に努めます。
- サービスの提供に向けて、事業者の実施意向や事業の移行時期等の情報収集に努めます。



## イ 施設入所支援【介護給付】

夜間において安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

### 【サービス実績（月間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	22人分（実績） 17人分（見込み）	34人分（実績） 33人分（見込み）	47人分（実績） 49人分（見込み）

（平成23年度実績は見込み）

\* 数値は1月当たり

### 【サービス見込量（月間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	48人分	50人分	55人分

利用者数は実利用者数

\* 数値は1月当たり

### 【見込量の説明】

- 施設入所支援について、平成23年度までにほとんどの入所更生施設が施設入所支援に移行しました。施設入所者の多くは施設入所支援の利用者になりましたが、共同生活介護（ケアホーム）などに入居する者も見込みました。このため、第2期障害福祉計画より人数が減少しました。

### 【見込量確保に向けての方策】

- 施設を必要とする人に十分な量が確保できるよう、周辺市町村と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に取り組めます。

#### (4) 指定相談支援（サービス利用計画作成支援）

複数サービスを利用する方で、自ら利用に関する調整が困難な人に、サービス利用計画を作成します。

##### 【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援・障がい児相談支援（サービス利用計画作成支援）	障害福祉サービスを利用し、自らサービス利用に関する調整が困難な人で、計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、サービス利用の調整やモニタリングを行うとともにサービス利用計画を作成します。
地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	障がい者支援施設・精神科病院・児童福祉施設に入所・入院する障がい者の退所・退院を図るとともに関係機関と連携して地域生活への定着を図る

##### 【サービス実績】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指定相談支援（サービス利用計画作成支援）	0人分（実績） 1人分（見込み）	0人分（実績） 1人分（見込み）	0人分（実績） 1人分（見込み）

（平成23年度実績は見込み）

\* 数値は1月当たり

##### 【サービス見込量】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	8 人	13 人	23 人
地域移行支援	3 人	4 人	4 人
地域定着支援	1 人	1 人	2 人

利用者数は実利用者数

\* 数値は一月当たり

\* 施設入所支援やグループホーム等の利用者は、サービス利用調整を利用施設等が調整を行うので対象とはなりません。

##### 【見込量の説明】

- 指定相談支援（サービス利用計画作成支援）は第2期障害福祉計画期間中実績がありませんでした。障害者自立支援法改正法により第3期障害福祉計画期間中に全ての障がい者に利用計画が作成される予定です。

##### 【見込量確保に向けての方策】

- 相談支援事業者と連携を図り、適切な利用計画が提供できるよう、相談支援体制の

充実に努めます。

- 地域自立支援協議会の相談支援プロジェクトに相談支援専門員の参加を促し、人材育成の場とします。
- 地域相談支援に関しては地域自立支援協議会に新たな部会を設置し関係機関との連携の強化を図ります。

### 3 地域生活支援事業

#### (1) 相談支援

障がいのある人の持つ様々な相談ニーズに的確に対応できるよう、相談体制を充実させるとともに、障がいのある人が自分に最もふさわしいサービスを受けられるよう、相談支援体制の確立を図ります。

##### 【事業の概要】

事業名	内容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

##### 【事業の実績（年間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	2か所（実績） 2か所（見込み）	2か所（実績） 2か所（見込み）	2か所（実績） 2か所（見込み）
・ 相談支援機能強化事業	実施（実績） 実施（見込み）	実施（実績） 実施（見込み）	実施（実績） 実施（見込み）
・ 住宅入居等支援事業	実施（実績） 実施（見込み）	実施（実績） 実施（見込み）	実施（実績） 実施（見込み）
・ 成年後見制度利用支援事業	実施（実績） 実施（見込み）	実施（実績） 実施（見込み）	実施（実績） 実施（見込み）
地域自立支援協議会	実施（実績） 実施（見込み）	実施（実績） 実施（見込み）	実施（実績） 実施（見込み）

\* 数値は1年当たり

##### 【事業の見込み（年間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所
・ 相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
・ 住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
・ 成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	実施	実施	実施

\* 数値は1年当たり

**【実施に向けた考え方】**

- ・ 市内には相談支援事業所が2か所あり、このうち、1か所で相談支援機能強化事業を実施しています。また、住宅入居等支援事業は、2か所で実施しています。
- ・ 平成20年度に設置した「あきる野市地域自立支援協議会」については、相談支援体制の中核をなすもので、今後も地域の課題や困難ケースなどの対応に向け、機能の充実を図っていきます。

## (2) 日常的な活動への支援

障がいのある人の自立生活や社会参加を保障するためにも、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付や移動支援といった必要不可欠な支援を確実に進めていきます。

### ア コミュニケーション支援

#### 【事業の概要】

事業名	内容
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

#### 【事業量の実績（年間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業			
・手話通訳者・要約筆記者派遣事業	5人(実績) 5人(見込み)	3人(実績) 6人(見込み)	6人(実績) 7人(見込み)
・手話通訳者設置事業	0人(実績) 0人(見込み)	0人(実績) 0人(見込み)	0人(実績) 1人(見込み)

利用者数は延べ利用者数（平成23年度実績は見込み）

\* 数値は1年当たり

#### 【事業量の見込み（年間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
コミュニケーション支援事業			
・手話通訳者・要約筆記者派遣事業	7人	8人	10人
・手話通訳者設置事業	1人	1人	1人

利用者数は実利用見込者数

数値は1年当たり

#### 【実施に向けた考え方】

- ・ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は引き続き実施します。手話通訳者設置事業は平成26年度までに実施を見込みます。

## イ 日常生活用具の給付

### 【事業の概要】

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

### ※参考「日常生活用具種目」

種類	種目
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練ベッド
②自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移乗支援用具、特殊便器、火災報知器、自動消火装置、電磁調理器、音響案内装置、屋内信号装置
③在宅療養等支援用具	透析液加湿器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、音声式体温計、体重計
④情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、時計、聴覚障害者用通信装置、情報受信装置、人工喉頭、福祉電話、ファックス
⑤排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	住宅の小規模改修に伴う用具の購入費及び改修工事費

### 【事業量の実績（年間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①介護・訓練支援用具	6件(実績) 5件(見込み)	4件(実績) 6件(見込み)	8件(実績) 7件(見込み)
②自立生活支援用具	11件(実績) 16件(見込み)	24件(実績) 16件(見込み)	12件(実績) 16件(見込み)
③在宅療養等支援用具	6件(実績) 5件(見込み)	2件(実績) 6件(見込み)	8件(実績) 7件(見込み)
④情報・意志疎通支援用具	15件(実績) 10件(見込み)	11件(実績) 11件(見込み)	16件(実績) 12件(見込み)
⑤排泄管理支援用具	1,346件(実績) 125件(見込み)	1,369件(実績) 127件(見込み)	1,456件(実績) 129件(見込み)
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1件(実績) 5件(見込み)	0件(実績) 5件(見込み)	2件(実績) 5件(見込み)

（平成23年度実績は見込み）

\* 数値は1年当たり

※ 排泄管理支給用具の見込み件数は利用者件数、実績数値は延べ給付件数で表示しています。

【事業量の見込み（年間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①介護・訓練支援用具	10件	13件	17件
②自立生活支援用具	14件	16件	18件
③在宅療養等支援用具	10件	13件	17件
④情報・意志疎通支援用具	17件	19件	21件
⑤排泄管理支援用具	1,514件	1,574件	1,637件
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2件	3件	3件

\* 数値は1年当たり

【実施に向けた考え方】

- ・ 日常生活用具給付等事業は、障がい者等の障がい特性に合わせ、また、利便性を考慮し、引き続き必要な用具の給付等を行います。

③移動支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対し、地域での自立生活及び社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【事業量の実績（年間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	119人分(実績)	139人分(実績)	140人分(実績)
	20,281時間(実績)	24,052時間(実績)	26,457時間(実績)
	110人分(見込み)	113人分(見込み)	115人分(見込み)
	20,020時間(見込み)	20,566時間(見込み)	20,930時間(見込み)

利用者数は延べ利用者数（平成23年度実績は見込み）

\* 数値は1年当たり

【事業量の見込み（年間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	154人分 29,102時間	169人分 32,012時間	186人分 35,213時間

利用者数は実利用者見込数

\* 数値は1年当たり

【実施に向けた考え方】

- ・ ニーズに対して、サービスが適切に提供されるよう、事業者へはヘルパーの確保・養成を促します。
- ・ サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。
- ・ 障害者自立支援法の指定を受けていない介護保険の指定訪問介護事業者に指定を受



けていただけるよう引き続き努力します。

### (3) 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）

自立生活の支援や生活の質の向上という観点からは、社会との接点を持つことがとても重要です。雇用・就労の困難な人でも様々な活動の場が得られるよう、地域の社会資源の有効活用を考えていきます。

#### 【事業の概要】

事業名	内容
地域活動支援センター	<p>&lt;基礎的事業&gt; 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p>&lt;機能強化事業&gt; センターの機能強化を図るために3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）を設けます。</p> <p>Ⅰ型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を実施</p> <p>Ⅱ型：雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施</p> <p>Ⅲ型：地域の障がい者のための援護対策</p>

#### 【事業の実績（年間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター 基礎的事業	2か所(実績) 113人(実績) 2か所(見込み) 97人(見込み)	2か所(実績) 114人(実績) 2か所(見込み) 100人(見込み)	2か所(実績) 109人(実績) 2か所(見込み) 105人(見込み)

(平成23年度は見込み)

\* 数値は1年当たり

#### 【事業の見込み（年間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター 基礎的事業	2か所 110人	2か所 115人	2か所 120人

利用者数は実利用者見込数

\* 数値は1年当たり

#### 【実施に向けた考え方】

- ・ 地域活動支援センターは、平成18年度から実施しているⅠ型に加え、平成21年度からはⅢ型が実施されました。

### (4) その他の事業（任意事業）

市で実施してきた地域生活を支える各種事業のうち、以下の事業を地域生活支援事業に位置付けて実施します。

【事業の概要】

事業名	内容
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護することができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給します。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動への参加促進、奉仕員養成研修及び自動車運転免許取得・改造助成事業など、障がいのある人の社会参加を促進する事業を行います。

【事業の実績（年間）】

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援事業	4か所(実績)	3か所(実績)	4か所(実績)
	8人分(実績)	8人分(実績)	16人分(実績)
	3か所(見込み)	3か所(見込み)	3か所(見込み)
	9人分(見込み)	9人分(見込み)	9人分(見込み)
更生訓練費給付事業	19人分(実績)	13人分(実績)	12人分(実績)
	23人分(見込み)	23人分(見込み)	23人分(見込み)
社会参加促進事業			
・奉仕員養成研修事業	0人(実績)	0人(実績)	0人(実績)
	0人(見込み)	20人(見込み)	20人(見込み)
・自動車運転教習費用助成事業	0人分(実績)	0人分(実績)	1人分(実績)
	1人分(見込み)	1人分(見込み)	1人分(見込み)
・自動車改造費助成事業	0人分(実績)	1人分(実績)	1人分(実績)
	2人分(見込み)	2人分(見込み)	3人分(見込み)

(平成23年度実績は見込み)

\* 数値は1年当たり

【事業の見込み（年間）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	4か所	5か所	5か所
	16人分	18人分	20人分
更生訓練費給付事業	15人分	20人分	20人分
社会参加促進事業			
・奉仕員養成研修事業	20人	20人	20人
・自動車運転教習費用助成事業	1人分	1人分	1人分
・自動車改造費助成事業	1人分	1人分	1人分

\* 数値は1年当たり

利用者数は実利用見込者数

**【実施に向けた考え方】**

- ・ 日中一時支援事業、更生訓練費給付事業、社会参加促進事業（自動車運転教習費用助成事業・自動車改造費助成事業）については、障がい者等のニーズに応じ、また、障がい者の社会復帰、あるいは社会参加と自立更生を目的として、第1期障害福祉計画に引き続き実施します。また、奉仕員養成研修事業は、平成22年度から実施を見込みます。

## 4 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）

### （1）適正な障害程度区分認定及び支給決定の実施

適正な障害程度区分認定及び支給決定の実施を図るため、認定調査の際に、対象者の日頃の状態を把握している家族や施設職員等から聞き取りを十分行うことに努めるとともに、認定審査会においては情報提供や意見交換を活発に行います。

また、障害程度区分認定や支給決定について不服がある場合には、東京都障害者介護給付費等不服審査会に審査請求することができることの周知を図ります。

### （2）専門的な人材及び障害福祉従事者の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障害福祉に関する専門職員の育成や確保に努めます。

また、特に訪問系サービス提供事業者及びその従事者が、ニーズに対し不足しているため、介護保険制度における訪問介護事業者に障害福祉に関する研修を通して、取組みを促します。

### （3）確実な情報提供

障害者自立支援法の施行による支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、ホームページなどを活用しつつ、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

### （4）施設整備の方針

各種施設整備に関しては、周辺市町村や関係団体と連携した対応が不可欠です。周辺市町村や社会福祉協議会、地域自立支援協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

### （5）サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

また、利用者自らがサービスを選択して契約するという、利用者にとっては主体性が発揮できる仕組みである反面、うまくサービスを申し込めない人も出てくるのが想定されます。そのようなことがないよう、社会福祉協議会や地域の民生・児童委員、町内会・自治会、特別支援学校等が後方支援し、全ての人が公平にサービスを利用できる体制づくりに努めます。

# 第4章 計画の推進

## 1 計画の推進のために

### (1) 障がい者のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するために、施策の内容や提供方法などについて、あきる野市地域自立支援協議会を中心に関係機関と協議しながら、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

### (2) 地域社会の理解促進

障がいのある人もない人も、共に暮らす地域の実現のために、地域の住民に障がいについての正しい理解を更に深めていく必要があります。

社会福祉協議会等とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

### (3) 障害者虐待防止へ向けた取組

障がいのある人に対する虐待は障がい者の尊厳を踏みにじる行為であり、障がい者の自立及び社会参加の大きな障壁となるものです。平成23年6月に成立した障害者虐待防止法に基づき障害者虐待防止に向けたシステムの整備に取り組めます。

## 2 推進体制の整備

### (1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携を更に強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、全ての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

また、地方自治法施行令の改正により、地方公共団体が障害者支援施設などから役務の提供を受ける契約が随意契約に追加されたことを踏まえ、市においても福祉施設の受注機会の拡大に努めます。

### (2) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく、広く住民にも期待される役割があり、様々な団体や組織、そして一人一人の住民の参加が不可欠です。

住民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て設置された「あきる野市地域自立支援協議会」

での多様な意見・提言に基づき、市の障害福祉に関する支援体制の確立や市内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

また、障害者福祉施策に関する法や制度の見直しなど、国や都レベルの課題については、近隣市町村との連携の下、積極的に提言や要望を行っていくとともに、障害福祉に関する予算の確保について、機会を捉えて国や都に引き続き要望していきます。

### **(3) 計画の点検・管理体制**

障がいのある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、「あきる野市地域自立支援協議会」において、計画の進捗状況を調査・把握し、必要に応じて障がいのある人、障害者団体、関係機関などから幅広く意見をいただきながら、計画の着実な推進に努めます。

# あきる野市障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）

平成24年3月

---

編集・発行／あきる野市 健康福祉部 障がい者支援課

〒197-0814

あきる野市二宮350

TEL 042-558-1111（代表）

再生紙を使用しています。